

水道料金制度のあり方について
(答申)

平成 19 年(2007 年)4 月 24 日

豊中市水道事業運営審議会

平成 19 年(2007 年)4 月 24 日

豊 中 市 長
浅 利 敬 一 郎 様

豊中市水道事業運営審議会
会 長 木 内 佳 市

答 申

平成 18 年 9 月 26 日付で、本審議会に諮問のあった「水道料金制度のあり方」について、水道局から提示のあった素案に対し、別紙のとおり付記をして答申とする。

目 次

はじめに	1
第 1 章 水道料金制度を検討する際の留意点	3
（ 1 ） 効率的経営の推進	3
（ 2 ） 情報提供および使用者ニーズの把握	3
（ 3 ） 生活用水への配慮	3
（ 4 ） 環境への配慮	4
（ 5 ） 経営基盤の強化	4
第 2 章 水道料金体系について	5
（ 1 ） 総括原価	5
（ 2 ） 二部料金体系	5
（ 3 ） 原価の配分方法	6
（ 4 ） 用途別料金体系	6
（ 5 ） 基本水量制	7
（ 6 ） 逦増型料金制	8
（ 7 ） 料金算定期間	8
おわりに	9
（参考資料）	
諮問書	10
豊中市水道事業運営審議会規則	11
豊中市水道事業運営審議会委員名簿	13
諮問から答申までの審議会開催内容	13

はじめに

水道は、わたくしたち人間の生命を育み、維持する源であり、また日常生活や社会基盤を支える重要かつ必要不可欠な公共財である。そして、この貴重な公共財である水道を次の世代に健全で信頼できる運営状態で引き継いでいくことが我々に課せられた責務であると考えてる。

豊中市の水需要は、少子高齢化、節水意識の高まりや節水機器の普及等により、平成２年度をピークに減少に転じており、この傾向は今後とも続くものと考えられる。また、水道施設については、膨大な施設の老朽化対策と設備を含む機能更新がこれからの施設整備の中心となってくる。

このような状況の中で、将来にわたり水道事業経営を健全に維持しながら、安全かつ安定した給水をいかに確保していくかがこれからの水道事業経営のあり方として問われてくる。

とりわけ、給水量の減少により給水収益の増収は今後とも見込めない状況となっている中で、膨大な水道施設を適正に維持管理していくためには、効率的経営の推進と使用者の適正な料金負担なくしては実現できない。

そこで、水道局では、水道事業の長期ビジョンとなる「豊中市水道事業長期基本計画」を平成１５年度に策定し、引き続き、平成１６年度からは、長期基本計画の実行計画となる「第一次中期取組プログラム」に取り組みながら効率的経営の推進を図っているところである。この結果、平成１３年度から平成１６年度までの４年間ににおける財政健全化計画に基づき算定した現行料金（平成１３年６月

改定)については、当初予定していた平成17年4月の料金改定を実施することなく今日に至っている。

しかしながら、このまま給水収益が減少し財政基盤の脆弱化が進行すると、現在取り組んでいる効率的経営の推進だけでは施設を健全に維持することができなくなることは明らかであり、使用者の理解のもと、一定の負担を求めざるを得ないものと考えられる。

料金については、昭和2年の料金制度創設以来、その時々時代の背景や社会情勢を踏まえながら改定を実施してきたが、水需要の減少、施設更新時代といったこれまでにない新たな課題に直面している状況下において、改めてこれからの料金体系のあり方について抜本的に検証する時期に来ているものと思われる。

このような状況のもと、これからの時代に即した水道料金制度のあり方について、市長から当審議会に対して諮問がなされた。

当審議会において、水道局から提示のあった「水道料金制度のあり方について(素案)」を審議した結果、これからの水道料金制度のあり方についての要点を取りまとめたので、その内容を以下に述べる。

第 1 章 水道料金制度を検討する際の留意点

(1) 効率的経営の推進

現在水道局では、平成 1 6 年度から平成 2 0 年度までの 5 か年を計画期間とする「第一次中期取組プログラム」に取り組みながら効率的な経営の確立に努めている。このことについては、取組報告書や経営指標からも一定の成果が見受けられる。

引き続き、平成 2 1 年度以降における次期中期取組プログラムにおいても、水道事業の効率的経営を維持・推進させていくとともに、本格的な更新時代を迎える中で、効率的な施設整備の更なる推進をはじめ、民間活力の導入や広域化等、多様な経営手法の検討を積極的に進めていく必要がある。

(2) 情報提供および使用者ニーズの把握

水道料金は生活に密接したものであり、使用者の関心は非常に高い。

そのため、料金体系の仕組みや料金の設定方法等について、できるだけわかりやすい形で使用者に情報提供していくことが求められる。また、使用者のニーズを反映させた料金制度にしていくためにも、地域自治会や集会への出前講座、水道モニター制度、C S（お客様満足度）調査等、多様な手段や手法を用いて、幅広く積極的に使用者の声を聴いていく必要がある。

(3) 生活用水への配慮

水道料金は公共料金であるがゆえに、公平性、合理性を確保したものでなければならないことは言うまでもない。

ただし、水道が毎日の生活にとって欠くことができない公共財であることに留意し、生活用水に供する部分については、今後とも客観的な妥当性を大きく損なわない範囲において、できる限り負担を軽減した料金体系にしていくべきである。

（４）環境への配慮

現在採用している「逡増型料金体系」は、大口需要の料金を高くすることで、新規水源開発による水需要および浪費的な水使用の抑制といった環境保全対策としての機能を果たしている。

このような取組は今後とも重要施策のひとつであり、節水効果が反映されるような料金体系を検討していくべきである。

（５）経営基盤の強化

装置産業である水道では、施設を健全に維持してはじめて安全・安定給水の確保が可能になるため、計画的かつ継続的な施設整備事業の執行が不可欠となる。経営状況については、中長期的な視点にたって、必要な整備事業を計画的に実施することがきわめて大切であり、水道事業の本来の使命である安全・安定給水を目指して、最大限の努力をすることが必要であることは言うまでもない。

その点を十分留意した上で、独立採算制を基本とする水道事業が経営基盤の強化・安定化を図っていくためには、長期的な展望にもとづく需要予測のもと、効率的経営の推進と使用者の適正な料金負担による経営基盤の強化に努めていかなければならない。

第2章 水道料金体系について

(1) 総括原価

料金として回収すべき原価の総額となる総括原価は、料金算定の基礎となる費用や根拠が比較的わかり易く、また過大な利益あるいは損失を生じることなく適正な原価を回収できるといったメリットがある。一方で、「費用積み上げ方式」であるため、対象となる費用が効率的経営の下における必要最小限の費用となっているかどうかのチェック機能が働きにくいといった問題点も指摘できる。

そのため、使用者やチェック機関である議会等に対して効率的経営への取組状況や経営指標等の情報提供を積極的に行いながら、総括原価の妥当性を明らかにしていくことが必要である。

(2) 二部料金体系

水道は装置産業と言われるように、資産のほとんどが浄水施設や送・配水施設といった有形固定資産で占められている。水を恒常的かつ安定的に供給していくためには、これらの膨大な水道施設を健全に維持管理していくことが必要となる。この維持管理に要する経費には、人件費、修繕費、減価償却費等があるが、これらの経費は、いずれも水の使用量に関係なく固定的に発生する。

そのため、経営の安定性を確保するためにも、この固定的経費については、原則、定額料金すなわち基本料金として回収すべきである。

しかし、水道事業では、固定的経費が大部分を占めることから、固定的経費をそのまま基本料金として回収すると、基本料金が極端に高額となってしまうことが懸念される。そのため、生活用水への

配慮という観点からも、客観的な妥当性を大きく損なわない範囲において、生活用水への軽減措置を図っていく必要がある。

以上のことに留意しながら、現行の基本料金と従量料金を組み合わせた二部料金体系は、今後も継続していくべきであるとする。

（３）原価の配分方法

水道料金は、受益者負担の原則の下、使用者が受ける水道サービスの対価として支払われなければならない。水道サービスとは、使用者が水道水を必要とするときに、いつでもどこでも適正な水質、水量、水圧を確保した水道水を供給することである。

この水道サービスの対価を考える際には、公平性の観点から、使用者が受けるサービスの度合いを客観的に把握し、それに見合った原価を適正に配分していくことが必要となる。

以上のことから、原価配分の基準については、メータ口径など給水装置の規模に応じて配分するのが適当であると考えられる。ただし、メータ口径を基準に原価配分する場合は、サービス内容、受益の度合い、給水装置の設置工事での指導内容等を十分考慮しておく必要がある。

（４）用途別料金体系

現行の用途別料金体系は、「一般用」、「湯屋用」、「臨時用」、「家事共用」の４用途別に料金が設定されているが、今後は、以下の点に留意して、用途区分を設定していく必要があるとする。

- ①「一般用」については、より公平性を期すために、メータ口径など給水装置の規模を基本に原価配分をして、料金を設定していくことが必要である。

- ②「湯屋用」については、公衆衛生が従前より向上してきたとはいえ、依然として公衆浴場を利用せざるを得ない使用者もいることを十分勘案すると、引き続き公衆浴場に対する配慮が必要である。
- ③工事の用に供する「臨時用」については、使用用途が一般用と全く異なる点を考えると、環境配慮の観点から、できる限り必要最小限の水使用を促すような措置を講じていく必要がある。
- ④屋外に設置された給水栓 1 栓で住居 2 戸以上の用に供する「家事共用」については、現状、該当する使用者がいないことや使用実態が一般用と差異がないことを勘案すると、今後は「一般用」として取り扱っても差し支えないものとする。

（５）基本水量制

基本料金に一定の水量を付与（現行は 1 か月あたり 10 m^3 を付与）して、その水量内において定額とする「基本水量制」は、水道普及率が低かった昭和初期において、コレラ、細菌性赤痢、腸チフスの感染症対策といった公衆衛生の向上や生活環境の改善を目的に導入された制度である。

その後、数次にわたる拡張事業と整備事業の実施により、水道普及率がほぼ 100% に達した現在においては、基本水量制の所期の目的である公衆衛生の向上と生活環境の改善はほぼ達成している状況にあると考えられる。

一方、現在では、環境意識の高まりや生活スタイルの変化等により、1 か月の基本水量である 10 m^3 を下回る使用者が増加してきている状況にある。このような状況下において、基本水量を下回っても定額の基本料金を負担しなければならない現行制度に対して、「節水努力が報われない」、「水を使っても使わなくても同じ値段」といった声が使用者から多く寄せられており、そういった点からも

現行の基本水量制は、節水効果が反映されにくく、不公平感が残る制度となりつつある。

このようなことから、今後は節水への意識がより働き、また節水した効果が実感できるような料金体系とするためにも、基本水量制は原則廃止するべきである。ただし、基本水量制の廃止に伴い、現行の料金に対して急激な負担を強いることにならないよう、緩和措置も十分考慮しておく必要がある。

（６）逡増型料金制

超過料金部分において採用している「逡増型料金体系」は、使用量の増加に伴い単価が増加していく料金体系であり、「生活用水への配慮」および「水需要の抑制による環境保全効果」を目的に政策的に導入された制度である。これらの目的については、今後においても継続していくべきであると考えられるが、一方で大口使用者の減少が今後も予想される中において、今までのように生活用水部分の軽減分を大口使用者に過度に求めるのは健全経営の維持および使用者間の負担の公平性の観点から危惧される。

よって、逡増制は残しつつも、確実に原価を回収できる範囲内において、また近隣事業体や類似事業体の状況等も十分勘案しながら、現行の逡増度を緩和していく必要がある。

（７）料金算定期間

次期料金改定時における料金算定期間については、水道料金が生活に密接に関係しているという観点から、できるだけ長期化を図ることが望ましいが、その際、料金収入の安定性、料金算定期間における負担の公平性、原価把握の妥当性、水道事業者の経営責任等も十分考慮しておく必要がある。

おわりに

水道は、市民生活の生活基盤や都市活動の社会基盤を支える重要なインフラである。そのため、水道施設の老朽化や災害等で一旦事故が起きてしまうとその影響は広範囲に波及し、また生活や社会へ与えるダメージも甚大なものとなる。したがって、この水道を平常時はもちろんのこと、緊急時や将来にわたり安定的・持続的に供給していくためには、今ある水道施設を健全に維持管理していかなければならない。そのための費用については、使用者の適正な料金負担なくしては成立し得ないものである。

水道事業者としては、この点について十分再認識していただき、使用者に対しては、わかりやすい情報提供と積極的なコミュニケーションを図り、料金負担の必要性について説明責任を果たしていただきたい。

さらに、公営企業としての経済性を発揮すべく、これまで以上に業務執行体制の簡素化や業務の見直しによる経費の節減を図りながら、経営体質の改革と経営基盤のより一層の強化に努めていただくことを最後に切望する。

豊 水 経 第 1 8 3 号

平成 18 年(2006 年)9 月 26 日

豊中市水道事業運営審議会

会長 木内 佳市 様

豊中市長 浅利 敬一郎

諮 問 書

豊中市水道事業運営審議会規則第 2 条の規定により、下記の諮問事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問事項

水道料金制度のあり方について

諮問の趣旨

少子高齢化、節水型社会への移行等による水需要の減少をはじめ、水質管理の強化、膨大な施設の維持更新、災害対策、環境保全対策など、水道事業は、かつて経験したことのない新たな課題に直面しています。特に、水需要の減少については、全体水量が落ち込むだけでなく、少量使用者の増加、大量使用者の減少といった水需要構造のバランスが崩れてきており、そのことにより料金収入が大きく落ち込み、経営を圧迫する大きな要因となっています。

このような厳しい状況の中で、将来にわたり安全で安定した給水を確保し、使用者から信頼される水道を構築していくためには、効率的な経営の下、適正な料金負担による財政基盤の強化が不可欠であると考えております。

そこで今回、水道を取り巻く環境の変化やそれに伴う料金制度上の課題を整理しながら、多角的な視点から今後の水道料金制度のあり方について取りまとめましたので、ここに素案をご提示し、貴審議会の意見を求めるものであります。

豊中市水道事業運営審議会規則

公布	平成 3. 4. 1	規則 8
沿革	平成 3. 5. 1	規則 21
	平成 11. 4. 12	規則 54
	平成 11. 10. 1	規則 79
	平成 15. 8. 19	規則 66

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、豊中市水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、水道事業の運営についての重要事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 利用者代表

2 前項第2号に規定する者のうち2名は、公募により選考するものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特別の事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、市長は委員を解職することができる。

(会長)

第6条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の

ときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、水道局経営企画課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行後最初に招集される審議会並びに会長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他の会長の職務を行う者が不在の場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行う。

附 則 (平成3.5.1規則21抄)

1 この規則は、平成3年5月7日から施行する。

附 則 (平成11.4.12規則54抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11.10.1規則79)

1 この規則は、平成11年11月15日から施行する。

2 この規則の施行の日以後平成13年8月18日以前に委嘱された委員(補欠委員は除く。)の任期は、この規則による改正後の豊中市水道事業運営審議会規則第5条第1項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (平成15.8.19規則66)

この規則は、公布の日から施行する。

豊中市水道事業運営審議会

1. 委員名簿【14名】（五十音順）任期:平成17年8月19日～平成19年8月18日

氏 名	選出区分	役 職 等	備 考
五百井 正 樹	学識経験者	大阪市立大学工学部教員	
木 内 佳 市	学識経験者	前京都学園大学学長	会 長
木 元 清 子	利用者代表	豊中市婦人団体連絡協議会生活環境部長	
熊 本 英 子	利用者代表	とよなか消費者協会広報部長	
小早川 謙 一	利用者代表	豊中商工会議所専務理事	
原 田 和 政	利用者代表	一般公募	
福 井 美和子	利用者代表	一般公募	
藤 田 正 憲	学識経験者	大阪大学名誉教授	
藤 原 啓 助	学識経験者	元大阪市水道事業管理者	会長代理
松 倉 信 之	利用者代表	連合大阪北大阪地域協議会豊中地区協議会議長	
村 上 睦	学識経験者	大阪学院大学経済学部教授	
持 井 績	利用者代表	豊中市老人クラブ連合会副会長	
山 中 隆 夫	利用者代表	豊中浴場組合常任相談役	
吉 村 昇一郎	利用者代表	豊中青年会議所副理事長	

2. 諮問から答申までの審議会開催内容

会 議	開催年月日	主 な 審 議 事 項 等
第1回	平成18年 9月26日	・水道料金制度のあり方について（諮問） ・素案の第1章から第3章までにに関する審議
第2回	平成18年11月27日	・素案の第4章を含め、素案全般に関する審議
第3回	平成19年 2月27日	・答申案に関する審議
	平成19年3月15日～4月3日	・答申案に関するパブリックコメント
答 申	平成19年 4月24日	・答申